

入札説明書

衛星画像活用広域漏水調査業務に係る入札公告(令和8年4月20日付け公告。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年4月20日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 京都府建設交通部水道政策課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話番号 075-(414)-4373
ファクシミリ番号 075-(414)-5470

4 資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、以下の一般競争入札参加申請書等（以下「申請書等」という。）を3の担当部局に提出し、資格審査を受けなければならない。ただし、府の資格名簿に登録されている者は、(5)から(12)までに掲げる書類の提出を省略することができる。

なお、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 一般競争入札参加申請書（第1号様式）
- (2) 営業経歴書及び営業実績調書（第2号様式）
- (3) 同種業務の実績調書（第3号様式）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書
- (6) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- (7) 役員等調書（第5号様式）
- (8) 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- (9) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (10) 取引使用印鑑届（第6号様式）
- (11) 印鑑証明書
- (12) 委任状（第7号様式）
- (13) その他入札に参加する者に必要な資格を証する書類
- (14) 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付したもの）

5 申請書等の記載事項の変更

申請書等を提出した者は、内容のいずれかに変更があったときは、直ちに申請書等記載事項変更届（第8号様式）により当該変更に係る事項を届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 営業所等の名称
- (4) 営業所等の所在地
- (5) 法人にあつては、代表者の氏名又は権限を委任された営業所長等の職氏名
- (6) 個人にあつては、その者の氏名
- (7) 取引使用印鑑

6 参加資格の承継

- (1) 参加資格を承継しようとする者は、資格承継審査申請書（第9号様式、以下「審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他必要と認める書類等を提出しなければならない。
- (2) (1)により審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を、当該審査申請書を提出した者に別途通知する。

7 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に別途通知する。

8 申請書等に関する質疑回答

質疑については、質疑書（第10号様式）に記入し、令和8年4月21日（火）午後4時までに、持参又はファクシミリで3の担当部局に提出すること。

なお、質疑書をファクシミリで提出した場合は、ファクシミリ送信した旨、3の担当部局に電話により連絡すること。

また、回答については、令和8年4月23日（木）に、ホームページ上において行う。

9 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 持参によるものとする。

イ 入札書（第11号様式）は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）及び「衛星画像活用広域漏水調査業務に係る入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

ウ 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

エ 代理人が入札する場合は、入札事務委任状（第12号様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。

オ 入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札回数は2回までとする。

ケ 入札者等が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

コ 入札者等は、入札説明書等を熟知の上、入札心得を遵守しなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者等は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札

ア 開札は、入札者等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行うものとする。

イ 開札場所には、入札者等、関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(4) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は、1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において辞退した者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

(5) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったこと及びこの入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないこと又は無効の入札を行った者を落札者としていたことが判明したときは、当該落札決定を取り消すことがある。

10 契約の手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 その他

(1) 1 から 10 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 令和 8 年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。